

笠松競馬ネットパトロール委託業務仕様書

1 委託業務名

笠松競馬ネットパトロール委託業務

2 目的

笠松競馬の公正確保等に影響を及ぼす情報を早期発見・早期対応し、競馬の公正な運営に資するため、インターネット上での検索・監視業務を行う。

3 委託業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

笠松競馬の公正確保等に影響を及ぼすおそれのある情報（名誉毀損（※1）、プライバシー侵害（※2）、競馬法・管理者指示事項等違反（※3）など）について検索・監視し、組合に報告するとともに、助言等の支援を行うものとする。

※1 名誉毀損

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる情報をインターネット上に流通させる場合（平成9年最高裁判決）をいう。

※2 プライバシー侵害

一般に私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがあり、かつ、一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ、一般に人々にいまだ知られていない情報をインターネット上に流通させる場合（昭和39年東京地裁判決）をいう。

※3 競馬法・管理者指示事項等違反

笠松競馬関係者による競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）、管理者指示事項（令和3年12月1日岐阜県地方競馬組合制定）等の競馬関係法令の違反情報をインターネット上に流通させる場合をいう。

(1) 検索業務

複数の検索エンジンを用いてキーワード検索を行うほか、目視によりページ間のリンクをたどるなどし、問題投稿をより広範囲に検出するよう努めるものとする。

①調査日・時間

契約期間中の週3日（原則的に月、水、金曜日。年末年始等の休業日を除く。）、1日当たり4時間（9時から17時までの間の任意の4時間。）とする。調査日が祝日の場合、その前後の日のいずれかを調査日とする。

②調査対象サイト

サイトは、SNS、掲示板、ブログ等のWEBサービス全般とし、少なくとも100ドメイン以上を対象とする。問題のあるサイトが発見された場合、関連リンク先の情報を含めてさらに目視で確認し判断を行うこと。

③検索キーワード

組合が指定したキーワードを基本としたうえで、適宜、「笠松競馬の公正確保等に影響を及ぼすおそれのある情報」を絞り込むことができるキーワードを追加するなど、不断の見直しを行うこと。検索キーワードは、組合受託者双方協議のうえで、必要に応じて更新できるものとする。

(2) 監視業務

発見したサイトについて、内容・危険度に応じて別表に定めるリスクレベルに分類し、継続的に監視を行う。また投稿内容の変化に応じて、リスクレベルの不断の見直しを行うこと。

(3) 報告書の提出

リスクレベルに応じた頻度・方法により報告するものとする。

①検索結果報告

ア 随時報告（緊急連絡）

検出されたリスクレベル 3 に該当する投稿は、作業完了時に電話と電子メールにより、組合に報告すること。

イ 日次報告（当日中に報告）

検出されたリスクレベル 2 及びリスクレベル 1 に該当する投稿は、作業完了時に電子データで組合に提出すること。

ウ 定期報告（翌月の 10 日までに提出）

検索業務の実施の翌月 10 日までに当月分の検出結果を取りまとめの上、業務報告とともに電子データで組合に提出すること。

エ 総括報告（3 月末日までに提出）

期間中に検出した全ての投稿結果を取りまとめ、検出傾向や検出件数の推移、特徴などを分析した総括報告書を作成し、電子データで組合に提出すること。

オ 報告様式

様式は任意とするが、以下の内容を含むものとする。なお、定期報告の様式は、年度内に検出した過去の結果件数等を容易に集計できるものとし、業務報告は業務日及び業務内容等とする。

内容：リスクレベル、サイト名、URL、投稿日、投稿内容、投稿スクリーンショット又はキャプチャー（リスクレベル 2、3 のみ）、関連情報等

②監視結果報告

ア 監視結果については、別表に定める監視頻度と同じ頻度で組合に報告すること。

イ 様式、報告内容については、検索結果報告に準ずる。

③対応方法等に関する助言

削除が必要と判断される投稿については、掲載サイト毎の削除申請方法等に関する助言を報告内容に含めるものとする。

(4) 組合からの問い合わせに対する対応

組合がネット上の公正確保に影響を及ぼすおそれのある情報に関する関係者及び一般のファンからの問い合わせ・相談等に対し適切に助言や支援を行えるよう、組合からの問い合わせに対する助言等の対応を行うこと。

組合からの問い合わせに対する対応は、電子メール、電話及びその他必要な方法によるものとし、確実に対応できる体制とすること。

5 履行確認

組合は4（3）①ウに記載の検索結果報告により毎月履行確認を行う。

6 支払条件等

- (1) 受託者は履行確認に合格し引渡しを終了したときは、翌月末までに組合に対して契約金額の請求をし、組合はその正当な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 契約金額は月額払いとする。一か月当たりの金額は、契約金額を契約期間の月数で割った額（これにより難いときは、さらに日割計算により算出した額）とする。なお、計算途中で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとし、端数金額については最終月に支払うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県地方競馬組合個人情報保護条例（平成29年3月17日岐阜県地方競馬組合条例第2号）その他関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行に当たっては、岐阜県情報セキュリティ基本方針その他関係法令等を遵守すること。

8 著作権の取扱い

- (1) 受託者が組合に提出する本委託業務に関する報告書（記録写真を含む。）や資料が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、組合は受託者に利用許諾を受けたうえで、これを利用できるものとする。
- (2) 上記（1）の報告書や資料については、組合のウェブサイトやその他広報媒体等での使用を予定しており、受託者は、当該著作物にかかる当該利用を許諾するものとする。
- (3) 前記のほか、著作権の取り扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、組合と受託者は協議するものとする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置について

組合と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、組合は契約の取消しができる。この場合、組合に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、組合及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

10 その他

(1) 各種感染症等の対応については、事業の確実な実施のため、各種窓口の代替措置の検討・手配、テレワーク等を活用し、業務の履行体制を確保すること。

(2) 本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

<別表>

リスクレベル	リスクレベル3	リスクレベル2	リスクレベル1
内容	笠松競馬の公正確保等に影響を及ぼすおそれのある情報（名誉毀損、プライバシー侵害、競馬法・管理者指示事項等違反、不当な差別的言動、識別情報の摘示など）		
	競馬法等違反、放馬等の事故・事件又は生命・身体・財産にかかわる緊急性の高い投稿等、断定的な表現や関係者のみでしか知り得ないようなもの	悪意のある投稿、又はフェイクニュース・デマ・モラルに反する言動等、拡散されることにより大きな影響を与える可能性がある投稿及び競馬法違反、放馬等の事故に関する推定的な表現、関係者による投稿の内、モラルに反する言動等、社会通念上不適切な内容のもの	リスクレベル3及びリスクレベル2以外のもの
監視頻度	調査日毎に1回	1週間に1回	1か月に1回
検索結果 報告頻度	随時報告	日次報告	
	毎翌月10日までに (定期報告)		
	3月末日までに (総括報告)		
報告方法	電話・電子メール	電子データ	
報告内容	サイト名、URL、投稿内容、投稿日、投稿スクリーンショット等		
対応助言	必要と判断されるもの		不要